

令和6年9月30日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)	
地域名 (地域内農業集落名)	藪田 (藪田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月25日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当農区では、多くの農地所有者の高齢化とともに農業への関心が低下し、遊休農地の増加が懸念されている。その対策として、中心的な担い手となる農業者を地域で支え持続的な農地の利用を図りながら、担い手と地域が共同で集落内の農道・水路など含めた農地を維持管理していく体制を構築する。
 主な作物:水稲・玉ねぎ、黒大豆、キャベツ、レタス、ホウレンソウ、レンコン、ニンジン、大根、オクラ、トマト、アスパラガス、里芋、しそ、ニラ、白大豆

(2) 地域における農業の将来の在り方

中心的な担い手においては、無農薬・有機農業などの取組みにより農産物の差別化を進めている。その取組が継続できるよう地域で協力していく。
 個人で耕作が可能な限り営農を続け、離農や規模縮小する際は農区などに相談のうえ、中心的な担い手に耕作を打診し遊休農地化しないよう努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

藪田地区まちづくり協議会が作成した藪田地区土地利用計画にて、農業区域とした農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
中心となる担い手への集約化を念頭に農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地所有者の同意が得られる範囲で農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を確認しつつ段階的に集約を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
老朽化している施設等の改修を進めつつ、農作業の効率化を図るため農地の大区画化・汎用化を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
将来的にわたり耕作が継続できるよう地域内で担い手となり得る者の育成などに努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化、及び地域で対応すること以上の成果が期待できる作業について委託を進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ柵、電柵、檻を設置する。被害が出た場合は対応できるよう体制を作る。
- ②無農薬作物・有機により知名度を上げ、差別化を図る。
- ⑧作物集積施設、作物加工施設等の農業用施設を段階的に設置するよう進める。